

## 連絡会資料の「別紙1」についての県の見解

項 目	県の見解
I 基本方針 1 住民との合意と納得のもとに調査と対策を進めること。 2 土壌と水質の汚染拡大を抑止する、あるいは効果的に軽減するために、有害物を除去すること。 3 処分場跡地を県有地化することで将来の安全性を確保すること。	周辺住民の皆さんの不安を解消するためにも、対策工完了後の県有地化を視野に入れて検討します。
調査・対策 1 除去すべき対象となる有害廃棄物 特別管理産業廃棄物相当の有害廃棄物等	
2 ボーリング位置 30 mメッシュを基本に、必要に応じて10 mメッシュの調査を実施 メッシュ調査には、これまで未調査の、建築物の区域（構造物の地下）も含める。 メッシュ調査に加えて、元従業員等の不法投棄証言があった地点について調査する。	物理的に調査が可能ならば対応したいと考えています。 元従業員等の証言も踏まえてボーリング位置の選定を行いたいと考えています。
3 ガス調査 表層ガス調査は、君津方式を活用する。 孔内ガス調査は、ポータブル・ガスクロを用いて行う。 精密分析はガスクロマトグラフで分析する。	
4 地下水モニタリング A 2とB 2地点付近に新たな観測井を追加し、北または北東側への地下水の流れ等を確認する。 観測孔(井戸)とするボーリング孔は、水の汚染分布が把握できるように、多く確保する。 モニタリングは、地下水のみならず、浸透水も対象にして行う。	

## 連絡会資料の「別紙2」についての県の見解(1/2)

滋賀県琵琶湖環境部

項 目	県の見解
<p>調査・対策</p> <p>1 除去すべき対象となる有害廃棄物 環境基準を超える有害廃棄物等 環境基準とは水質調査・ガス調査・含有調査・溶出調査等の法定基準です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・揮発性有機化合物は、ガス調査及び溶出調査により、いずれかの基準を超えた場合には除去する。</li> <li>・重金属類等は、含有調査と溶出調査を同時に行い、いずれかの基準を超えた場合には除去する。</li> </ul> <p>上記以外の、地域の自然環境や住民生活に負荷を与える有害物については除去を検討する。</p>	<p>除去するのはまとめて存在する場合を基本と考えておりますが、生活環境（特に地下水）への影響の度合いが高い場合には、早期安定化への寄与という観点から、除去の対象とします。</p> <p>除去については、土壌や地下水の環境基準が設定されている項目で判断することを基本としたいと考えています。</p>
<p>2 ボーリング位置</p> <p>沈砂池周辺の調査の実施</p> <p>これまでの調査結果から有害物がある可能性が高い場所の10 mメッシュの調査の実施</p> <p>その他、住民の意見をいれた調査位置の選定</p>	<p>有害物がある可能性が高い場所については、ただちに10 mメッシュの調査を実施することも想定しています。</p> <p>ボーリング位置選定にあたっては、住民の皆さんの意見を反映させることを含め、柔軟に対応します。</p>

項 目	県の見解
<p>5 サンプルング方法                      ボーリングコアを2～3グループに分け、各層試料を同じ量で混合を行い、これをグループ分析試料として分析を行う。                      グループ分析試料の分析結果から、各層試料が土壌環境基準を超えると推定される場合は、その項目について各層での試料の分析を行う。                      推定される場合とは、土壌環境基準をグループの各層試料の数で割った値が基準値を超えた場合とする。                      各層の厚さは3mを基本とする。</p> <hr/> <p>サンプルングでは、臭気、色、性状等の観察を有用な指標とし、特に汚泥、焼却灰の判別にあたっては試料を現地で乾燥処理する等、工夫して行う。                      これらの観察により有害物の存在が疑われる部位を採取する。</p>	<p>環境基準を超える層があると推定される場合には各層を網羅的に分析できることから、別途、汚泥・焼却灰を判定する必要はなくなります。                      なお、ボーリングのコアサンプルについては、住民の皆さんにもご覧いただきたいと考えています。</p>
<p>6 その他                      有害物が確認された場合、おおむね10m×10m×3mの範囲で除去する。</p> <hr/> <p>有害物の存在が確認された場合、さらに周縁を10mメッシュでボーリング調査し、有害物の有無を確認する。</p>	<p>これを基本に考えます。</p> <hr/> <p>これを基本に考えます。</p>
<p>7 調査方法の詳細                      分析は、水質試験・ガス試験・含有試験・溶出試験等を適時に行う。</p> <hr/> <p>試料採取等も含む試験方法については、住民と協議し合意を得ること。</p> <hr/> <p>水質分析については、従来通り全量試験とする。</p>	<p>有害物を見つけるために必要な試験を適切に実施します。</p> <hr/> <p>有害物調査検討委員会で住民の皆さんの意見も聞いた上で検討いただき、その助言を踏まえて決定します。</p> <hr/> <p>全量試験は実施しますが、その結果の取扱いについては有害物調査検討委員会の助言を踏まえて決定します。</p>